

【参考資料】行政機関個人情報保護法の改正内容及び千葉市の規定等の対照表（個人情報の定義の明確化）

行政機関個人情報保護法（現行）	行政機関個人情報保護法（改正部分）	千葉市の規定等
<p>（定義）</p> <p>第二条</p> <p>2 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条</p> <p>2 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>一 <u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</u></p> <p>二 <u>個人識別符号が含まれるもの</u></p> <p>3 <u>この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。</u></p> <p>一 <u>特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの</u></p> <p>二 <u>個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの</u></p>	<p>【千葉市個人情報保護条例】</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）個人情報 生存する個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。</p> <p>（個人情報取扱事務の届出）</p> <p>第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務であつて、個人の氏名、生年月日その他の記述又は<u>個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を検索し得る状態で個人情報が記録される公文書</u>を使用するもの（以下「個人情報取扱事務」という。）を新たに開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>（1）～（7）（略）</p> <p>【千葉市個人情報保護条例の施行における事務取扱いについて（依命通達）】</p> <p>第2条関係（定義）</p> <p>2 解釈</p> <p>（1）第1号関係</p> <p>イ 「個人に関する情報」</p> <p>氏名、性別、生年月日、住所、本籍、電話番号、顔写真、メールアドレス、思想、心身の状況、病歴、学歴、職歴、成績、親族関係、所属、財産の状況その他一切の個人に関する情報をいう。</p> <p>第6条（個人情報取扱事務の届出）</p> <p>2 解釈</p> <p>（1）第1項関係</p> <p>ウ 「個人別に付された番号、記号その他の符号」</p> <p>免許証番号、健康保険被保険者証の記号及び番号、学籍番号等の個人情報を整理するために使用される番号や記号等をいう。</p>